

## 第 5 5 回全国高等学校定時制通信制軟式野球記念大会開催要項

1. 期 日 平成 2 0 年 8 月 1 3 日 ( 水 ) ~ 1 7 日 ( 日 ) [ 雨天順延 ]
2. 場 所 明治神宮野球場、駒沢オリンピック公園硬式野球場、府中市民球場、江戸川区球場、大田スタジアム、葛飾区総合スポーツセンター野球場
3. 主 催 全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟、(財)全国高等学校定時制通信制教育振興会、東京都教育委員会
4. 後 援 文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会、全国高等学校定時制通信制教頭協会、(財)日本高等学校野球連盟、(財)全日本軟式野球連盟、朝日新聞社、テレビ朝日、日本放送協会、日刊スポーツ新聞社
5. 出 場 校 各都道府県代表 1 校 ( ただし、東京都は 2 校 ) 計 4 8 校
6. 予 選 各都道府県において、7 月 6 日 ( 日 ) までに完了すること。  
都道府県理事は代表校が決まりしだい、結果を所定の用紙 ( 代表校の特色と 1 回戦からの成績等を記入 ) により、直ちに連盟事務局に報告すること。( 予選の組み合わせ表は、都道府県予選開始 1 週間前までに連盟事務局に提出すること )
7. 参加資格 当連盟に都道府県予選大会から加盟した学校で、学校長が在学を認め当連盟に各都道府県より登録されている定時制通信制課程の生徒。ただし、同一校の同一課程で編成できるチームは 1 チームとする。また、チームの編成において、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は原則として認めない。なお、連合チーム・合同チームで参加する場合も、加盟は各学校ごとに行うものとする。  
また、次の項に該当する生徒は、本大会に出場できない。  
全国高等学校軟式野球選手権大会 ( 予選を含む ) に登録した生徒は、その年度。  
日本高等学校野球連盟硬式野球部に登録した定時制通信制課程の生徒は、移籍した日から満 1 年間。  
全日制課程から転編入、転籍した生徒で全日制課程在籍中、日本高等学校野球連盟硬式野球部に登録していた生徒は、その年度。  
高等学校卒業の資格を有する生徒。  
全国大会に出場した回数が 4 回 ( 三年制在籍生徒は 3 回 ) に達した生徒。  
社会人硬式野球大会 ( 予選を含む ) に登録した生徒。  
全日本軟式野球連盟の全国大会 ( 天皇賜杯、高松宮賜杯 )、東日本軟式野球大会および西日本軟式野球大会に出場した生徒は、その年度。  
一部の教科・科目の履修を目的とする生徒。

〔参加資格の別途に定める規定〕

学校教育法第1条に規定する高等学校（以下1条校と称する）以外の学校（同法第82条の2、83条の学校）が加盟する場合は、次の通りとする。

1条校と連携していること。

全国大会出場にあたっては1条校名を冠すること。

全国大会出場校の学校長は1条校の学校長とすること。

同一都道府県にあって同一1条校と連携する複数の学校はそれぞれ単独チームを編成すること。

項以外の学校が加盟を希望する場合は、次の通りとする。

各学校にあつては部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある部長（責任教師）の指導の下に適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であると都道府県理事が認め、かつ常任理事会において承認された場合は、次年度の加盟を認める。ただし、加盟年度、全国高等専修学校体育大会に出場しない学校であること。

8. 選手登録 都道府県理事は、予選参加校の登録選手名簿（所定の様式による）を一括して、5月31日（土）までに連盟事務局に提出すること。選手登録にあたっては、学校長の承認を得ること。なお、登録人数は都道府県予選大会においては制限しないが、代表校として全国大会に出場する場合は、15名までとする。
9. 追加登録 登録選手の追加登録を、都道府県予選の決勝戦まで認める。追加登録が生じた場合、都道府県理事は、追加登録者を記載した新たな選手名簿の提出と、追加選手登録費の納入を、決勝戦終了後ただちに行うこと。
10. 予選参加費 予選参加校は、次の費用を都道府県理事を通じて、連盟事務局に都道府県予選開始までに必ず納入すること。
- |       |           |           |
|-------|-----------|-----------|
| 連盟加盟費 | 予選参加校1校宛  | ・・・6,000円 |
| 選手登録費 | 予選参加選手1人宛 | ・・・1,500円 |
11. 大会参加費 代表出場校は、次の費用を連盟事務局に7月8日（火）までに必ず納入すること。
- |       |           |           |
|-------|-----------|-----------|
| 大会参加費 | 大会出場選手1人宛 | ・・・3,500円 |
|-------|-----------|-----------|
12. 健康管理 参加選手は健康であること。その健康管理については、まず選手自身が十分注意すること。学校長は、選手の健康に異常のないことを健康診断等で確認すること。出場校の部長（責任教師）は、大会中の選手の健康管理について責任を負うこと。主催者は、大会中の負傷・疾病に対して、応急手当をするほかは、一切その責任を負わない。

## 付 記

1. 主 管 東京都高等学校定時制通信制軟式野球連盟（東京都高等学校体育連盟定時制通信制部会軟式野球部）
2. 組み合わせ 連盟本部および大会準備委員会において、7月8日（火）に厳正に抽選のうえ決定する。
3. 使用球 本大会では、「TOPボール」A号を使用する。
4. 監督主将会 議 8月12日（火）午後6時30分～8時30分、日本青年館会議室において、出場校の責任教師・監督・主将が出席のうえ行う。
5. 開 会 式 8月13日（水）午前9時、明治神宮野球場にて行う。
6. 宿 泊 所 日本青年館及び新宿ニューシティホテルとする。宿泊費は、1人1泊2食付で9,030円（税込）。弁当代は735円（税込）。宿泊予定者は所定の申込書を7月11日（金）までに連盟事務局に提出すること。（詳細は宿泊要項参照）
7. 地区割り 平成20年度は、記念大会のため地区予選は実施しない。

## 付 則

1. 参加資格に関すること  
参加資格規定に触れるチーム・選手、または登録していない選手を出場させたことなどがわかった場合は、その時点で相手校に勝利を与える。
  - (1)参加資格規定に触れたチームが大会組合せ抽選後に判明した場合、失格として相手校を不戦勝にする。
  - (2)参加資格規定に触れたチームが試合中に発見されたときは、ただちに試合を没収して相手校に勝利を与える。
  - (3)参加資格規定に触れたチームが試合後に判明したときは、そのチームの勝利を取り消し、最後に試合を行ったチームに勝利を与え、それ以前にさかのぼって再試合は行わない。統廃合に伴う連合チームについて
  - (1)連合チームでの大会参加
    - (ア)統廃合の対象となる関係校であれば、2校以上の連合チームでの大会参加を認める。（地区大会及び全国大会を含む）
    - (イ)連合チームは関係校であれば、そのうちの組合せはいずれでもよく、2チームに分かれて参加することもできる。連合チームの組合せ上、人数による制限はしない。（例えば10人以上の場合は単独でなければいけないなど）
    - (ウ)連合チームの組合せはシーズンはじめに所属連盟に届け出て、承認を得ることとするが、秋の新チームによる編成上、再度組合せを変更して大会に参加することができる。

## (2)大会参加申し込みと引率責任者

(ア)大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。

(イ)ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。

また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。

(ウ)大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

## (3)ユニフォーム

全国大会出場にあたっては、次の用具はベンチ入りする登録者が同色、同形、同意匠のものを着用すること。また、地区大会においては当該連盟で協議して判断すること。

帽子、ユニフォーム(上下)、アンダーシャツ、ストッキング、打者・走者用ヘルメット

### 小規模校における合同チームについて

#### (1)合同チームでの大会参加

(ア)小規模定時制通信制高校(当該校の年間の募集人数の合計が120名以下)において、2校以上の合同チームでの大会参加を認める。(地区大会及び全国大会を含む)

(イ)この合同チームに統廃合の対象になった定時制通信制高校を含むことができる。

(ウ)合同チームを編成する場合、所属連盟を経て全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟まで、所定の申請書と必要書類を提出し承認を得ること。

(エ)各都道府県高等学校定時制通信制軟式野球連盟において、申請された合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること。

(2)その他は統廃合に伴う連合チームの項目に準ずる。

上記以外に生じる問題については、当該都道府県高等学校定時制通信制軟式野球連盟と全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟がその都度協議して判断する。

## 2. 大会運営に関すること

1日の試合は、原則としてダブルヘッダーまでとする。トリプルヘッダーは行わないようにする。試合中紛争が起こった場合は、その試合担当の審判員が全責任をもって処理する。審判員は、選手や監督が判定に従わず、そのために試合の進行が妨げられ、試合を続行することができない場合、または、応援者が騒いで、試合の進行を妨げるなどして試合を続行することができない場合は、試合を没収して相手チームの勝利とする。